

特 別 寄 稿

「靈感商法」を規制する 消費者契約法の改正案が成立

弁護士 紀藤 正樹
(リンク総合法律事務所)

1 はじめに

2018年6月8日(金)は、靈感商法の救済に長年携わる者として、忘れられない日となりました。「靈感商法」を規制する消費者契約法改正案が成立し、日本の法律に、史上初めて、「靈感」という文字が入り、「靈感」がついに法律用語となりました。

この日6月8日の参議院で可決され成立した消費者契約法の改正案がそれで、消費者契約法4条3項に追加する形で、「当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあおり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること。」(本稿では下線はすべて紀藤が付しています。)という条文が加えられました。

しかしながら、マスコミでは、今回の消費者契約法の改正で、靈感商法の問題はほとんど報じられず、もっぱら「デト商法契約の取り消しが可能に」¹という文脈で大きく報道されていることもあり、今回、長年靈感商法問題に取り組む筆者の方で、「靈感」という文字が加えられた経過について、簡単ですが、解説をさせていただきます。

2 当初の法案

従来の消費者契約法4条3項は、「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。」としつつも、次の二つの類型以外の「困惑取り消し」を認めてきませんでした。

- 一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。
- 二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。

すなわち、1号は「出て行ってくれない業者」、2号は「消費者を軟禁状態にする業者」という乱暴な業者に対する規制です。

今回これに、当初2018年3月2日に国会に提出された政府提案の法律案²では、消費者契約法4条3項に、次の4類型のみが加えられる予定でした。

「同条第3項に次の四号を加える。

- 三 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、次に掲げる事項に対する願望の実現に

1: デト商法の契約、取り消し可に 改正消費者契約法成立=朝日新聞 2018年6月9日14時16分

<https://www.asahi.com/articles/ASL6744W3L67UTFL006.html>

2: <http://www.caa.go.jp/law/bills/>

過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該願望を実現するために必要である旨を告げること。

イ 進学、就職、結婚、生計その他の社会生活上の重要な事項

ロ 容姿、体型その他の身体の特徴又は状況に関する重要な事項

四 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該消費者契約の締結について勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該消費者に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乘じ、当該消費者契約を締結しなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。

五 当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約を締結したならば負うこととなる義務の内容の全部又は一部を実施し、その実施前の原状の回復を著しく困難にすること。

六 前号に掲げるもののほか、当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該事業者が調査、情報の提供、物品の調達その他の当該消費者契約の締結を目指した事業活動を実施した場合において、当該事業活動が当該消費者からの特別の求めに応じたものであったことその他の取引上の社会通念に照らして正当な理由がある場合でないのに、当該事業活動が当該消費者のために特に実施したものである旨及び当該事業活動の実施により生じた損失の補償を請求する旨を告げること。」

以上の条文も本来は解説が必要でしょうが、本稿は主に「靈感」に対する解説ですので、所轄官庁の消費者庁が、そのHPに、当初の国会提案の概要図³を公開していますし、本稿でも今回成立した法案の概要図⁴を掲載しています。そちらをご覧くださいと思います。

3 靈感商法を規制する消費者契約法が成立

ところが、この政府提案の「社会生活上の経験が乏しいことから」という文言が、高齢化社会の進展の中で、今や消費者被害の救済の現場では放置できない高齢者の消費者被害⁵に関し、「この文言では高齢者は該当しない可能性がある」ということが問題となり、筆者が所属している日本弁護士連合会や多くの消費者団体から、削除を求める意見が多数提出され、大きな批判を受けることになりました。

日本弁護士連合会の会長声明⁶では、「今回の消費者契約法改正は…高齢化の進展への対応が重要な課題の一つである。本取消権を含む困惑類型の追加は…若年者に限らず高齢者など年齢に関係なく、消費者の不安や人間関係等につけ込んだ不当な勧誘による被害の救済を念頭に議論されてきたものである。したがって、同法の改正法案の条文に「社会生活上の経験が乏しいこと」という文言が加えられ、その結果として、とりわけ高齢者に対する靈感商法などがこの取消権の対象から除外されるとの解釈がとられることとなれば、本答申の趣旨を大きく逸脱する。よって、同法の改正法律案を取りまとめるに当たっては、「社会生活上の経験が乏しいこと」との文言は削除されるべきであり、少なくとも、高齢者が取消権の対象から除外されないことを解釈として明確にすべきである。」と、「靈感商法」という言葉を使用し、高齢者の救済の必要性を訴えていました。

このような指摘を受けて、国会の質疑の中で、高齢者の消費者被害救済対策の一貫として、特に高齢者の消費者被害で問題となっている「健康不安商法」や「靈感商法」に関し、衆議院において

3: http://www.caa.go.jp/law/bills/pdf/houan_180302_0001.pdf

4: 本稿末尾添付「概要図」を参照。

5: 国民生活センター 2017年度PIO-NET「消費生活相談の概要」= [2018年8月8日公表] 3頁「契約当事者の年代の割合をみると、70歳以上は2013年度以降には2割前後と各年代の中では最も高く、2017年度は20.2%でした。50歳代、60歳代は近年増加している一方、20歳未満、20歳代、30歳代、40歳代は減少しています。」http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180808_1.html

6: 「消費者契約法の一部を改正する法律案の骨子」についての会長声明=2018年（平成30年）2月22日 日本弁護士連合会会長 中本和洋
<https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2018/180222.html>

議案の修正がなされ、「次のように修正する。」として「第四条第三項に四号を加える改正規定中『四号』を『六号』に改め、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える」として、「靈感」を含む、次の二つの類型が加えられることになりました。

- 「五 当該消費者が、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に関しその現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げること。
- 六 当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること。」

この修正により、日本の法律史上初めて、「靈感」という言葉が、ついに、法律用語になり、靈感商法が直接的に法律で規制されることになりました。

さらに靈感商法への規制と同時に改正された五号では「加齢等による判断能力の低下の不当な利用」が規制されています。この改正も重要です。消費者庁が挙げた例⁷として「認知症により判断能力が著しく低下した消費者の不安を知りつつ『この商品を買って食べなければ、今の健康は維持できない』と告げて勧誘」するなどの規制も加わりました。靈感商法など宗教ないし疑似宗教の被害の中には、健康不安をあおった「人參茶」などの「健康食品」の勧誘や「セミナー」などの勧誘があり、「健康不安商法」も規制対象となりました。

ところで、フランスには、「無知・脆弱性不法利用罪」という犯罪があります。フランスで2001年に制定されました。

「未成年者に対して、もしくは年齢、病気、身体障害、身体的欠如または妊娠状態のため著しく脆弱な状態にあることが明白な者または行為者にそれが認識される者に対して、もしくは重大または反復した圧力行為または判断を歪めうる技術の結果心理的または身体的服従状態にある者に対して、その者に重大な損害を与えうる作為または不作為に導くためにその者の無知または脆弱状態を不法に利用することは、3年の拘禁刑および37万5,000ユーロの罰金に処せられる。」(小泉洋一甲南大学教授「フランスにおけるセクト対策と信教の自由」甲南法学2006年・46巻4号75頁の訳による。)という犯罪です⁸。

今回の消費者契約法の「社会生活上の経験不足の不当な利用」や「加齢等による判断能力の低下の不当な利用」は、「無知・脆弱性不法利用罪」の発想に通ずるものがあります。平成を終えようとしている2018年、ようやく日本の消費者法のレベルも、被害者の「脆弱性」に着目した規制にたどり着いた感があります。

しかしながらフランス法と異なり、消費者契約法は、刑事規制ではなく消費者契約の取り消し権を付与するという民の民事ルールを定めた法律にすぎません。それでも民事的違法を認めたことは評価できますし、今後は刑事規制に高めていく努力も必要です。課題はなお尽きませんが、今回の消費者契約法の改正は、長年、靈感商法などの問題に取り組む弁護士や消費者相談員にとっては朗報です。今後、これまで救済の難しかった被害者の救済も促進されると期待されます。

新しい消費者契約法は、衆議院でも参議院でも与野党総意の全会一致で可決され⁹、年号が変わった後の2019年6月15日から施行される予定です。

7: 本稿末尾の「概要図」②参照。

8: 「無知・脆弱性不法利用罪」については、拙稿「決定版・マインドコントロール」(アスコム) 204頁参照。

9: 衆議院において9項目の、参議院において12項目の附帯決議がなされています。

衆議院→http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/shohisha8EB5BA674CE288064925829800407C06.htm

参議院→http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f421_060601.pdf

<経緯>

平成28年改正
・過量契約の取消権
・消費者の解除権を放棄させる条項の無効 等

【衆・参消費者特委 附帯決議】
今後の検討課題について
必要な措置を講ずる旨

消費者
委員会
答申
(29年8月)

平成30年改正
消費者と事業者の交渉力等の格差に鑑み、
消費者契約に関する被害事例等を踏まえ対応

取り消しうる不当な勧誘行為の追加等

① 社会生活上の経験不足の不当な利用

(1) 不安をあおる告知

例: 就活中の学生の不安を知りつつ、「このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要」と告げ勧誘

(2) 恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用

例: 消費者の恋愛感情を知りつつ、「契約してくれないと関係を続けない」と告げて勧誘

② 加齢等による判断力の低下の不当な利用(※)

例: 認知症で判断力が著しく低下した消費者の不安を知りつつ「この食品を買って食べなければ、今の健康は維持できない」と告げて勧誘

③ 靈感等による知見を用いた告知(※)

例: 「私は霊が見える。あなたには悪霊が憑いておりそのままでは病状が悪化する。この数珠を買えば悪霊が去る」と告げて勧誘

④ 契約締結前に債務の内容を実施等

例: 注文を受ける前に、消費者が必要な寸法にさお竹を切断し、代金を請求

⑤ 不利益事実の不告知の要件緩和

例: 「日照良好」と説明しつつ、隣地にマンションが建つことを故意に告げず、マンションを販売
→ 故意要件に重過失を追加

無効となる不当な契約条項の追加等

※衆議院において追加された規定

① 消費者の後見等を理由とする解除条項

例: 「貸借人(消費者)が成年被後見人になった場合、直ちに、貸借人(事業者)は契約を解除できる」

② 事業者が自分の責任を自ら決める条項

例: 「当社が過失のあることを認めた場合に限り、当社は損害賠償責任を負う」

事業者の努力義務の明示

① 条項の作成: 解釈に疑義が生じない明確なもので平易なものになるよう配慮

② 情報の提供: 個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で必要な情報を提供

○施行期日は、公布日から起算して1年を経過した日
(平成31年6月15日)

出典: 成立した消費者契約法の概要図(消費者庁作成)¹⁰

だましの手口を一挙公開

マインド・コントロール

被害者救済の第一人者がその対策を徹底解説!

著者

紀藤正樹

占い師、霊能者、
オレオレ詐欺、訪問販売……

自分は絶対
だまされない!
と思っているあなたに。

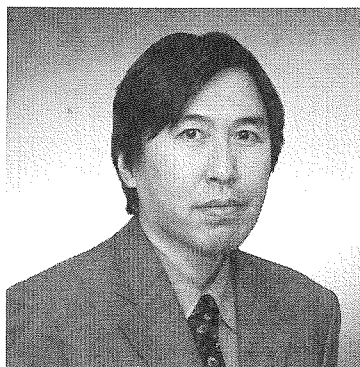
アスコム

書籍『マインド・コントロール』

著・紀藤正樹

出版社・アスコム(2017/2/24 税別¥1,000)

第2章「『靈感商法』のマインド・コントロール」(pp.88-122)には「靈感商法」についての基本的な解説がある。また、エピローグ(最終章)「『マインド・コントロール被害』を減らすための提言」(pp.200-217)には、本稿でも言及された「無知脆弱性不法利用罪」が紹介されている(p.205)。



紀藤正樹(きとう まさき)

1960年生。弁護士、リンク総合法律事務所長。一貫して、市民の立場から、一般の消費者被害はもちろんのこと、宗教やインターネットにまつわる消費者問題、被害者の人権問題、児童虐待問題などに、精力的に取り組む。全国靈感商法対策弁護士連絡会事務局長代行。日本脱カルト協会調査研究部会所属。
公式サイト: <http://masakikito.com/>

10: http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/amendment/2018/pdf/amendment_2018_0001.pdf 改正案の全体については、http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/amendment/2018/ を参照。

No.24

Dec.2018

The Japan Society for Cult Prevention and Recovery

日本脱カルト協会会報 第24号

特 集 オウムの子供たち
— 事件をふりかえってそしてこれから —
(2018年公開講座 抄録・年表・声明ほか)

特別寄稿 「霊感商法」を規制する消費者契約法の改正
弁護士・紀藤 正樹

日本脱カルト協会会報 第24号

発 行 2018年12月30日

発 行 人 西田公昭

発 行 所 日本脱カルト協会

〒242-0021 神奈川県大和市中央2-1-15

パークロード大和5階 大和法律事務所内

電 話 046-263-0130

F A X 046-263-0375

Eメール info@jscpr.org

U R L <http://www.jscpr.org/>

編 集 山本ゆかり